

子ども医療費助成金交付申請書（償還払い）チェックリスト

- 医療費を支払った次の月から申請しています。（領収書の支払日の翌月から申請可能）
- 医療費を支払った2年以内に申請しています。（支払い日の翌日から2年以内）
- マイナ保険証等を提示して受診した領収書です。（「初・再診料〇点」等記載がある）
- 課税世帯の方は200円以下の領収書ではありません。
(課税世帯は診療1回200円の支払いが必要)

以下に該当する場合については書類の添付が必要です。

※手書きの領収書等で金額のみ記載され、保険点数の記載のない領収書があります。

- 子ども医療費計算書（第4号様式）に医療機関で診療内容の証明を受けた書類の添付が必要です。

※マイナ保険証等を提示しないで受診し、10割支払った領収書があります。

- 保険組合等へ療養費の申請を行い、支給決定通知書の添付が必要です。

※医療保険制度の対象となる治療用装具代金（弱視用メガネ等）の領収書があります。
(医師の指示がないと対象になりません)

- 保険組合等へ療養費の申請を行い、支給決定通知書の添付が必要です。
- 医師の処方箋・診断書・意見書・指示書等が必要です。

※同じ月に同じ医療機関で支払った医療費が21,000円以上（保険診療分）を超えると、
高額療養費に該当し保険組合から給付金が支払いされることがあります。
(入院と外来、医科と歯科は分けて計算)

- 保険組合等へ高額療養費の申請を行い、支給・不支給決定通知書の添付が必要です。

保険組合等への手続きについては、加入されている保険組合等へお問合せください。